

辛い治療に向き合う小児がん・難病のお子さんをご家族が、  
安心して過ごせる施設の取組みを応援！

寄附申込書



皆さまからいただいたご寄附は、小児がん・難病の医療的ケアが必要な子どもと、子どもを支えるご家族と一緒に安心して過ごせるための施設を運営する「公益財団法人チャイルド・ケモ・サポート基金」の取組みに活用させていただきます。

**この申込書は令和4年12月15日（木）（必着）までに郵送またはFAXでご提出ください。**

神戸市長あて

令和 年 月 日

寄附申込者	ふりがな			
	お名前			
	ご住所	〒	—	
	電話番号	( )	—	生年月日 年 月 日

1. 寄附金額

										円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

2. 寄附金の入金方法 この申込書の受付を完了後、「郵便局の払込取扱票」をご郵送しますので、  
**令和4年12月27日（火）までに、最寄りの郵便局で寄附金をご入金ください。**  
(クレジットカード払いや銀行振込などの支払い方法をご希望の場合は、インターネット申し込みをご利用ください。)

3. 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について

利用する

利用しない

※ 確定申告をする予定の方は、「利用しない」をお選びください。  
※ 「利用する」にチェックをされた方には、ご入金確認後、  
特例申請書を送付しますので、必ずご返送ください。

4. その他留意事項

当プロジェクトへのご寄附の場合、「お礼の品（返礼品）」をお申込みいただくことができません。

5. 備考欄 応援メッセージ等がありましたら、ご記入ください。

※無記名でHPに掲載させていただくことがあります。

--

寄附申込書提出先：神戸市企画調整局参画推進課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1

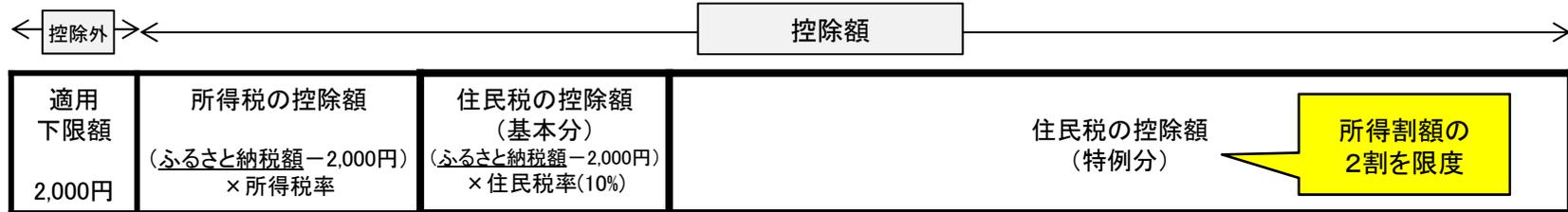
FAX (078) 322-6051

電話 (078) 322-6967

# ふるさと納税制度について

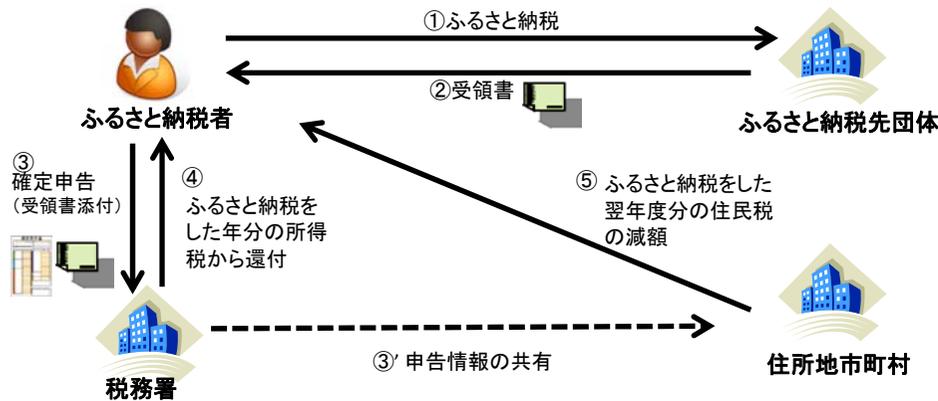
## 制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。  
 (例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。)



- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要(原則)。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設。  
 (平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用)
- 自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

## 手続(原則)



## 導入以降の実績

	人数	寄附金額	税額控除額
平成21年度 (ふるさと納税導入)	3万人	73億円	19億円
平成22年度	3万人	66億円	18億円
平成23年度	3万人	67億円	20億円
平成24年度	74万人	649億円	210億円
平成25年度	11万人	130億円	45億円
平成26年度	13万人	142億円	61億円
合計	108万人	1,126億円	373億円

※ 確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設(平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用)

# ふるさと納税に係る控除額の計算について

## ふるさと納税に係る控除の概要

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、次のとおり、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。

- ① 所得税・・・(ふるさと納税額－2,000円)を所得控除 (所得控除額×所得税率<sup>(0~45%<sup>(※)</sup>)</sup>)が軽減)
  - ② 個人住民税(基本分)・・・(ふるさと納税額－2,000円)×10%を税額控除
  - ③ 個人住民税(特例分)・・・(ふるさと納税額－2,000円)×(100%－10%(基本分)－所得税率<sup>(0~45%<sup>(※)</sup>)</sup>)
- ①、②により控除できなかった額を、③により全額控除(所得割額の2割を限度)

(※) 平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

## 【控除イメージ<sup>(※1)</sup>】



※1 年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。

※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度である。

# ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

○ 確定申告が不要な給与所得者等について、確定申告がふるさと納税を躊躇する原因となっている可能性があることから、ふるさと納税先団体数が少ない場合等に関し、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体に申請することによって、ふるさと納税に係る寄附金控除がワンストップで受けられる特例的な仕組みを創設する（平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用）。

- ・ 確定申告を行った場合と同額が控除される。（本特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め翌年度の住民税から控除される。）
- ・ マイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入。
- ・ 地方団体の事務負担等を考慮し、5団体超へのふるさと納税を行う場合や、確定申告を行う場合は、確定申告により控除を受けることが必要。

